岐阜都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

岐阜都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（岐阜都市計画区域マスタープラン）

岐　阜　県

目　　次

１　当該都市計画区域における現状と課題…… 1
1-1　既定計画におけるまちづくりの方針 1
1-2　まちづくりの現況 1
1-3　当該都市計画区域の課題 4

２　都市計画の目標…… 7
2-1　都市づくりの基本理念 7
2-2　地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ） 9
2-3　各種の社会的課題への都市計画としての対応 11
2-4　当該都市計画区域の広域的位置づけ 14

３　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針…… 15
3-1　区域区分の有無 15
3-2　区域区分の方針 18

４　主要な都市計画の決定の方針…… 19
4-1　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 19
1.　主要用途の配置の方針 19
2.　市街地における建築物の密度の構成に関する方針 21
3.　市街地の土地利用の方針 22
4.　市街化調整区域の土地利用の方針 23
4-2　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 24
1.　交通施設の都市計画の決定の方針 24
2.　下水道及び河川の都市計画の決定の方針 30
3.　その他の都市施設の都市計画の決定の方針 33
4-3　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 34
1.　主要な市街地開発事業の決定の方針 34
2.　市街地整備の目標 34
3.　その他の市街地整備の方針 35
4-4　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 36
1.　基本方針 36
2.　主要な緑地の配置の方針 36
3.　実現のための具体の都市計画制度の方針 38
4.　主要な緑地の確保目標 38

1　当該都市計画区域における現状と課題

1－1 既定計画におけるまちづくりの方針

岐阜都市計画区域（以降、「本区域」という。）を構成する岐阜市、瑞穂市、岐南町、笠松町及び北方町では、各総合計画等において次のような将来像及びまちづくりの方針を定め、これに基づくまちづくりを進めています。

総合計画等	期間	将来像
ぎふし未来地図	2018～2032 年度	ひととまち、集い交わる活力と笑顔あふれる成長都市ぎふ
瑞穂市第 2 次総合計画	2016～2025 年度	誰もが未来を描けるまち　瑞穂
岐南町第 6 次総合計画	2020～2029 年度	みんなでつくる魅力あるまち・ぎなん
笠松町第 5 次総合計画	2011～2020 年度	清流木曽川に抱かれた “ひと・まち・自然”輝く創造文化都市
北方町第 7 次総合計画	2017～2024 年度	“つながり”で築く躍動するまち　北方

各市町のまちづくりの方針から、本区域におけるまちづくりの方針を以下のように整理します。

（1）安全・安心で快適な生活環境の形成
（2）にぎわいと活力を生み出す産業の振興
（3）便利で利用しやすい総合交通体系の整備
（4）自然環境等との共存

1－2　まちづくりの現況

本区域は、恵まれた自然環境を有し、周辺都市とのつながりの中で、経済、産業、文化等の都市機能が集積する岐阜県における中心都市を形成してきました。

一方、近年は、人口減少・超高齢社会の進展、中心市街地の空洞化と郊外へのスプロール化、製造業の停滞など様々な問題を抱えています。

今後は、(都)東海環状自動車道、(仮称) 岐阜南部横断ハイウェイ等の整備による広域交通網の充実等により、広域的な人と物資の活発な交流により、中心都市としての役割を引き続き担うとともに、周辺都市の発展を牽引することが求められています。

（1）安全・安心で快適な生活環境の形成

①　人口の動向

- 本区域の人口は全体的に微減傾向にありますが、中心部の広い範囲で人口が減少傾向にあり、周辺部では微増傾向が見られます。瑞穂市、岐南町は増加を続けており、笠松町、北方町は近年減少に転じています。
- 65 歳以上人口の割合は増加傾向にある一方で 15 歳未満人口の割合は減少傾向にあり、少子化・高齢化の進展がみられます。

②　市街化の動向

- 岐阜駅周辺地区及び柳ケ瀬地区等を中心とする地区において商業･業務機能等が集積する中心市街地が形成され、その周辺には住宅地を中心とする市街地が形成されています。
- 鉄道駅あるいは幹線交通の結節点等を中心として市街地が形成されています。
- 中心市街地では空き地・空き家が増加するなど空洞化が見られます。
- 中心市街地の周辺部には、土地区画整理事業など計画的な市街地整備が行われた地区がある一方で、面的な基盤整備が遅れ、良好な市街地環境が形成されていない地区があります。
- DID(人口集中地区)は、拡大をし続けていますが、DID 内の人口密度は低下しています。
- 開発許可の件数及び面積は、近年横ばいで推移していましたが、2016 年度には増加しています。0.3ha 未満の小規模な開発が全体の 9 割近くを占めています。

③　生活環境の整備

- 中心市街地や周辺部の市街化区域の一部では、建築物の密度が高く、老朽化した建築物や狭あい道路があることなどから、防災上、あるいは良好な生活環境を形成する上で支障となっています。
- 地場産業に関連する工場等と混在する住宅地が、広範囲に形成されています。
- 都市公園は不足していますが、市街化区域では、まとまった公園用地を確保することが難しい状況にあります。
- 都市計画公園の供用面積は、本区域面積の約 1%に相当する 276ha（2018 年度末）であり、十分ではありません。
- 公共下水道は、処理区域面積 11,975ha（2018 年度末）が都市計画決定されており、このうち供用区域面積は 9,592ha（整備率 80.1%）となっています。
- 木曽川･長良川等の河川改修及び護岸整備が順次進められています。

（２）にぎわいと活力を生み出す産業の振興

①　商業の現況

・ 事業所数、従業者数、年間商品販売額は減少傾向にあります。

・ 岐阜駅周辺地区及び柳ケ瀬地区などの中心市街地には商業･業務機能が集積し、商業地が形成され、その他主要な鉄道駅周辺等においては、地域の拠点となる商業地が形成されています。

・ 幹線道路沿道への大型商業施設をはじめとする商業施設の立地が進み、中心市街地及び地域の拠点商業地の活力が低下しています。

・ 市街化区域には工場跡地が点在し、そこに商業施設等への土地利用転換が進んでいます。

②　工業の現況

・ 1992 年をピークに減少傾向にあった事業所数、従業者数、製造品出荷額等は、近年は横ばいで推移しています。

・ 地場産業であったアパレル関連の製造業は、製造品出荷額がピーク時の 20%以下まで減少し低迷を続けています。

・ 岐阜市（柳津地域）や北方町（柱本池之頭地区）などでは工業用地を造成し、企業誘致が行われています。

（３）便利で利用しやすい総合交通体系の整備

①　道路等の状況

・ 東海北陸自動車道、(都)一般国道 21 号線･同 22 号線･同 156 号線、(都)岐阜北方線、(国)157 号、(都)岐阜駅高富線、(都)岐阜南濃線、(都)馬場北方線・(都)馬場祖父江線を含む(主)北方多度線等が広域道路網を形成しています。

・ (都)東海環状自動車道(仮称)岐阜インターチェンジが 2024 年度に開通予定であり、インターチェンジへのアクセス道路の整備を促進しています。

・ 大野神戸インターチェンジと岐阜市中心部を結ぶ(主)岐阜関ケ原線（本区域内は(都)岐阜北方線）の整備を促進しています。

・ (都)一般国道 21 号線の一部は地域高規格道路岐阜南部横断ハイウェイとして整備の計画があります。

・ 主要な都市計画道路は、延長 375.33km（2015 年度末）が都市計画決定されており、240.80km（計画延長に対する整備率 64.2%）が整備済みとなっています。

・ 市街化区域内は、延長 298.93km のうち 206.22km（計画延長に対する整備率 69.0%）が整備済みとなっており、配置密度は 1.9km/km^2 となっています。

・ 中心部へ集中する交通が多く、移動手段として自家用車への依存度が高いことから、一

部の道路では朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生しています。

- 本区域西部等急激に都市化した地域では、道路交通網の整備をはじめとする都市基盤整備の遅れが目立ちます。
- 中心市街地において 145 台(2015 年度末)の都市計画駐車場が整備･供用されています。

②　鉄道の状況

- JR 岐阜駅及び名鉄岐阜駅を結節点として、JR 東海道本線･高山本線、名鉄名古屋本線･各務原線･竹鼻線が放射状に配置され、本区域南西部を南北方向に樽見鉄道が運行されています。
- JR 東海道本線の一部 10.89km 及び同高山本線の一部 3.84km の合計 14.73km が都市高速鉄道として都市計画決定されています。
- このうち、JR 岐阜駅を中心とする区間の JR 東海道本線の一部 5,050m 及び同高山本線の一部 1,530m の区間において連続立体交差事業が完了しています。
- 2027 年の開通に向けて、リニア中央新幹線の品川－名古屋間で整備が進められています。

③　バスの状況

- 路線バス網は、JR 岐阜駅等を中心に放射状に形成されています。
- 路線バス利用者は減少していましたが、2008 年以降は横ばいで推移しています。
- 各市町では、路線バスを補完するコミュニティバスが運行されています。

(4) 自然環境との共存

①　自然環境等の状況

- 木曽川、長良川、揖斐川の美しい三大河川を有し、金華山をはじめとする山々など自然環境に恵まれた広大な平野を有する地域となっています。
- 都市の中の自然を利用した公園や世界イベント村ぎふなどのスポーツ･文化の拠点が整備されています。
- 「ぎふ長良川鵜飼」などの伝統的な生業が受け継がれ、豊かな自然環境や歴史的・文化的景観を活用したまちづくりを行っています。

1－3　当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりとなっています。

(1) 集約型都市構造の推進

- 人口減少･超高齢社会に対応した居住や都市機能の集積及び公共交通の利便性向上と交通体系の再編

・ コンパクトなまちづくりに向けた市街化区域の未利用地、遊休地の有効活用
・ 地域の生活利便性の維持・向上のための、生活の拠点となる商業地の育成
・ 各交通機関相互の役割分担及び連携による交通結節機能の強化と交通結節点の利便性の向上
・ 大規模集客施設及び公共公益施設の適正立地による都市機能の集積

（２）総合交通体系の構築

・ 都市の利便性や活力を支える交通環境の整備や､集約型都市構造を支える交通体系の整備の推進
・ 過度に自動車に依存しない、公共交通と連携した便利で利用しやすい総合交通体系の構築
・ 都市間及び都市内交通を円滑に処理するための幹線道路の計画的な整備

（３）都市基盤整備の充実と生活の利便性の向上

・ 公共交通と連携して一体的なまちづくりを行うための都市基盤の充実
・ 子どもや高齢者、障がい者、外国人等、社会的に配慮が必要な方への対応など多様なニーズに対応した基盤の整備と利便性の向上
・ 郊外住宅地や既存集落等における居住環境の維持・保全による地域コミュニティの形成
・ 市街地開発事業等の計画的な推進による良好な居住環境の形成
・ 異なる用途が混在する地域における居住環境の向上
・ 効率的な下水道整備の推進
・ 地域の産業活力の一翼を担う中小工場と住宅地との共存

（４）中心市街地の活性化

・ 都心居住者や交流人口を増加させるための都市空間形成
・ 地区特性を活かしたまち並み景観の整備
・ 市街地再開発事業や都市緑化の推進などによる魅力ある都市景観の創出や緑豊かで潤いある都市環境整備の推進
・ 商業･業務機能の再編強化によるにぎわいや求心力のある中心的商業地の形成
・ 消費者の多様なニーズに対応できる商業空間の形成

（５）産業や観光の振興

・ (都)東海環状自動車道などの整備に合わせたインターチェンジ周辺及び幹線道路沿道における拠点の整備
・ 地域の産業や地域生活の拠点となる商業など、既存産業の活性化

・ 広域道路ネットワークを活用した新たなものづくり産業拠点や学術・研究拠点の形成
・ 自然・歴史・文化など地域の特性を活かした環境整備やまちづくりの推進と観光の振興

（６）都市と自然環境等との共存

・ 自然環境と都市機能とが調和・共生した、環境負荷が小さい都市づくり
・ 歴史的・文化的景観などの周辺の環境と調和したまち並みの形成

（７）都市の安全・安心の確保

・ 災害に強い都市構造の構築
・ 安心して暮らせる都市環境の形成
・ 住民のコミュニティ･レクリエーションの場、災害時の避難場所としての計画的な公園の整備
・ 生活環境や災害への対応等に配慮した狭あい道路の解消

２ 都市計画の目標

２－１ 都市づくりの基本理念

本区域の都市づくりの基本理念を以下のとおり設定します。また、この基本理念を実現するため、６つの目標に基づき、都市づくりに取り組みます。

【都市づくりの基本理念】

豊かな自然・歴史・文化に恵まれ　高度で多様な都市機能が集積した中心市街地と身近な生活拠点が互いに連携し、快適に暮らせる県の中心都市の創造

【都市づくりの目標】

（１）コンパクトな市街地が互いに連携した都市づくり

（２）求心力の高い、活力ある都市づくり

（３）地球環境への負荷の小さい都市づくり

（４）自然環境や歴史・文化、景観を活かした魅力ある都市づくり

（５）安全・安心で快適に暮らせる都市づくり

（６）みんなで進める都市づくり

【都市づくりの目標】

（１）コンパクトな市街地が互いに連携した都市づくり

これまでの外延的拡大型の市街地形成を見直し、まとまりのある集約型都市構造の推進を図ります。高度で多様な機能が集積した中心市街地と、身近な生活の拠点が適切に配置された日常の生活圏及び都市の活力や魅力を高める拠点を、利便性の高い公共交通や幹線道路のネットワークで連携させるコンパクト＋ネットワークに基づいた、誰もが健康で快適に暮らせる都市の実現を目指します。

（２）求心力の高い、活力ある都市づくり

中心市街地の活性化を進め、既存商業地の再生や新たなにぎわいの創出、多様な都市機能や魅力ある商業・業務機能の一層の集積を図ります。

中心市街地及びその近傍の地域においては、都心居住の促進を図り、市街地開発事業等により都市環境整備を推進することで質の高い都心ライフを居住者に提供し、職と住が近接する魅力ある市街地の形成を目指します。

岐阜県の中心都市として、全県的な施設や都市機能が集積した地域を目指すとともに、活力や魅力を高めるものづくり産業の振興、まちのにぎわいや回遊性向上のため、まちなか観光などを推進します。

人と物資の広域的な交流と都市内での円滑な移動を可能にするため、道路網の整備を推進す

るとともに、公共交通の利便性の向上を図り、歩行者・自転車等と自動車交通、公共交通機関が連携した総合的な交通体系を構築し、誰もが活動しやすい環境を整備します。

地場産業の振興や新産業の創出を図るため、生産基盤の整備、生産拠点の整備及び高度情報基盤の整備を推進します。

（３）地球環境への負荷の小さい都市づくり

都市活力の創出を図る一方で、集約型都市構造の推進や公共交通が利用しやすい環境の整備などによって、省エネルギー化や二酸化炭素の排出抑制に努め、地球環境への負荷の小さい都市づくりを目指します。

（４）自然環境や歴史・文化、景観を活かした魅力ある都市づくり

公園の整備や緑地･水辺の修景整備など、水と緑の積極的な活用と、市街地やその周辺に広がる豊かな自然環境の適切な維持・保全を図り、優れた自然環境や歴史・文化などの地域資源を活用した景観形成や観光振興を推進し、交流人口の増加を目指します。

（５）安全・安心で快適に暮らせる都市づくり

近年頻発する大規模自然災害へ対応するため、密集した市街地など基盤が未成熟な既成市街地の整備、避難路･避難場所の確保、河川改修等による災害に強い市街地の形成と防犯性の高い都市づくりを図ります。さらに、人口減少や少子化・高齢化の進展への対応、子どもや高齢者、障がい者、外国人等への配慮の視点からも、生活環境の質を向上させるため、公共施設を中心にユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進、地域包括ケアなど医療・介護・福祉、子育てとの連携等を推進します。

また、快適な居住環境を形成するため、適正な土地利用の配置とともに、生活排水や生活廃棄物等の処理体制の充実を図ります。

（６）みんなで進める都市づくり

地域住民などのまちづくりの担い手と行政が共に考え、行動する、住民協働の都市づくりを進めます。

２－２ 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域の都市づくりの基本理念に基づき、集約型都市構造の推進により、持続可能な都市づくりを進めていきます。

本区域を「住居地域」、「商業地域」、「工業地域」及び「緑地」の４つの地域に大別し、地域毎のまちづくりのイメージを示します。

（１）住居地域

地域の特性に合わせて、日常生活に必要な都市機能が適切に配置された生活圏を形成し、過度に自動車に依存しない、誰もが安心して暮らせる住環境を形成します。

①まちなか居住地域　…「公共交通の利便性が高く、高度で多様な都市サービスを享受できる区域」

②一般住宅地　…「良好な住環境を保全し、地域の特性を活かした住宅地」

③低層住宅地　…「ゆとりある低層住宅など良好な住環境を備えた住宅地」

④田園住宅地　…「田園環境と調和した住宅地」

（２）商業地域

地域の特性に応じた都市機能等が配置された商業地域を形成します。

①中心的商業地　…「本区域の拠点となる商業・産業等が特に集積している商業地」

②地域の拠点商業地　…「地域の生活を支える商業地」

③沿道型商業地　…「交通の利便性を活かした幹線道路沿道の商業地」

（３）工業地域

環境に配慮しながら、地場産業や製造業、サービス業などの産業に加えて、広域交通ネットワークを活用した製造業や都市型産業等を育成するための工業地域を形成します。

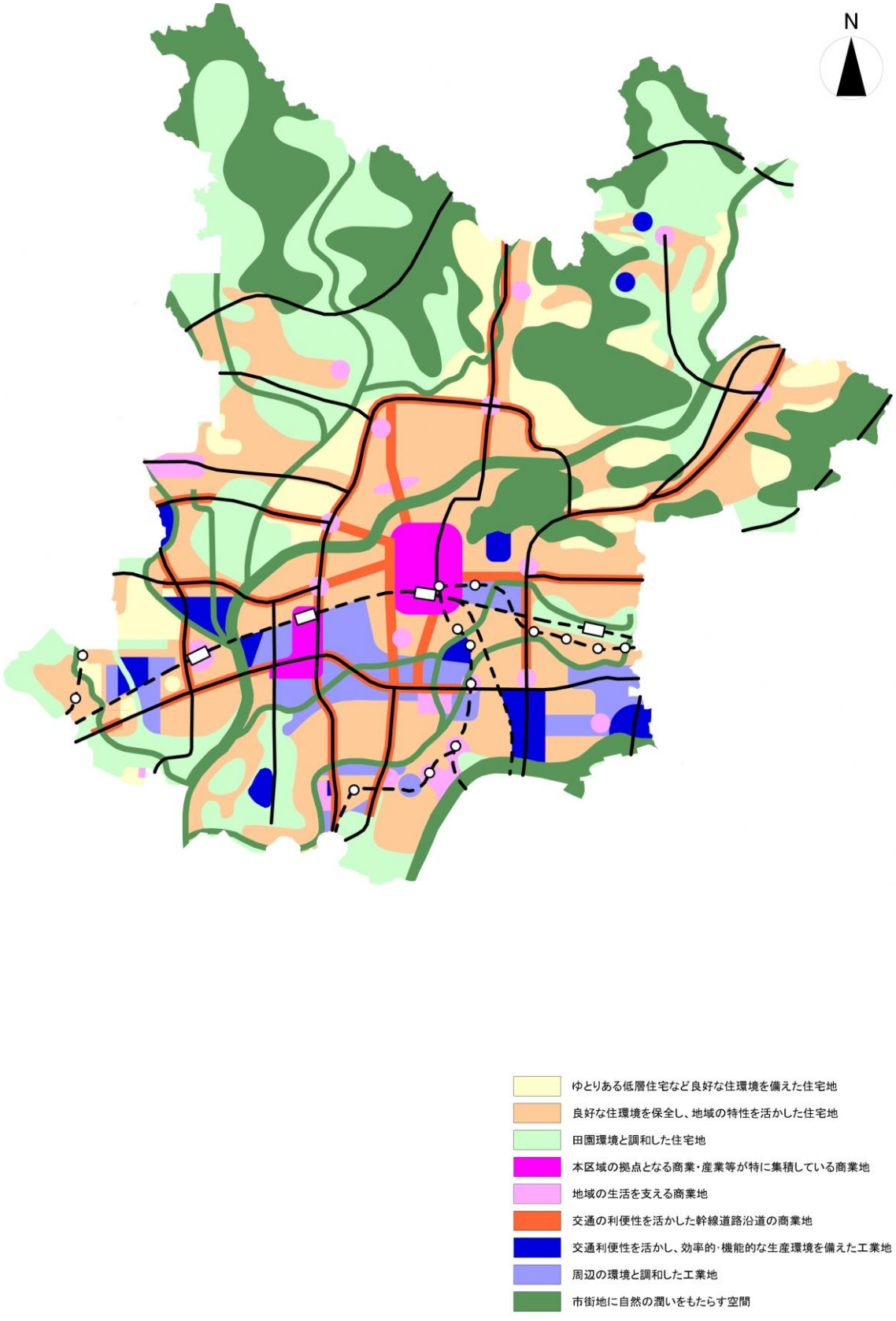
①拠点的工業地　…「交通利便性を活かし、効率的･機能的な生産環境を備えた工業地」

②一般工業地　…「周辺の環境と調和した工業地」

（４）緑地

木曽川、長良川、揖斐川などの大河川や金華山等のまとまった緑地は、スポーツの場、レクリエーションの場､コミュニティの場､動植物とのふれあいの場など多くの機能を維持しつつ、市街地に自然の潤いをもたらす空間とします。

図：地域区分図


N
ゆとりある低層住宅など良好な住環境を備えた住宅地
良好な住環境を保全し、地域の特性を活かした住宅地
田園環境と調和した住宅地
本区域の拠点となる商業・産業等が特に集積している商業地
地域の生活を支える商業地
交通の利便性を活かした幹線道路沿道の商業地
交通利便性を活かし、効率的・機能的な生産環境を備えた工業地
周辺の環境と調和した工業地
市街地に自然の潤いをもたらす空間

２－３ 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

（１）集約型都市構造の実現

本区域においては、人口減少や少子化・高齢化の進展、中心市街地の活性化、環境負荷の軽減及び安全・安心なまちづくりなどへの対応のため、高度で多様な都市機能が集積した中心市街地、身近な生活の拠点が適切に配置された日常の生活圏及び都市の活力や魅力を高める拠点を、利便性の高い公共交通や幹線道路のネットワークで連携させるとともに、徒歩や自転車での移動にも配慮した、コンパクト＋ネットワークの考えに基づいた集約型都市構造の実現を目指します。

市街化調整区域においては新たな宅地開発を抑制し、市街地の拡大は原則として行いません。新たな土地利用の需要に対しては、既存の市街化区域の低・未利用地の活用を優先させて密度の高い市街地形成に努めます。ただし、広域道路網を活用した今後の都市の活力を生み出すために必要な産業用地の確保や、良好な居住環境の形成等のために必要な場合には、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮しつつ計画的な整備を許容します。

（２）環境負荷の軽減

地球規模での環境問題への取組みが高まりを見せる中、二酸化炭素の排出抑制など、環境に優しい都市づくりが求められています。都市内に残る自然環境の保全･育成とともに、都市活動が環境へ与える負荷を軽減させるため、環境に優しい都市と交通システムの構築及び生活廃棄物の処理体制の充実が必要です。

自然環境が残された地域では、(都)東海環状自動車道などの整備にあたって、生態系をはじめとした自然環境などへの配慮が必要です。

①自然環境等の保全と育成

景観や環境に優れた樹木や河川敷などに見られる樹林地等を良好な緑地空間として保全するとともに、公共施設の緑化推進、民有地の緑化促進及び公園の整備を推進します。

②環境に優しい都市と交通システムの構築

低炭素社会を実現し、地球温暖化などの環境悪化の防止を図るため、公共交通機関の利用促進、都市における円滑な交通を確保する道路網の整備、自転車等の環境負荷が少なく省エネルギー型の交通機関の活用や都市施設の緑化の推進など､環境に優しい都市と交通システムの構築を進めます。

なお、省エネルギー型の交通機関の活用促進のため、鉄道駅やバス停においては自転車駐車場の整備を推進し、公共交通を補完する交通手段として、シェアサイクルシステム等の交通機関の導入を検討します。

③生活排水及び廃棄物の処理体制の充実

公共下水道の整備と普及の促進に努め、河川の水質汚濁防止や環境保全に配慮した生活排水の処理を推進します。また、ごみの減量化、発生の抑制とともに、ごみの資源化や再利用を促進する循環型社会の構築を推進します。それにあたっては、広域的な連携による処理施設の整備や最終処分場の確保を検討します。

④適正な土地利用の規制･誘導

大規模な開発の実施にあたっては、生態系をはじめとする自然環境への影響に配慮し、環境影響評価のもとで計画的に行うとともに、インターチェンジ等の周辺の土地利用については、適切な規制･誘導を行います。

（３）良好な景観の保全・形成

生活環境の質の向上のため、地域の特性を活かした都市景観の形成が求められています。特に、市街地から望む金華山・百々ヶ峰等の山地景観、長良川･木曽川等の河川景観は、本区域の特性でもあり、これらの自然環境を適切に保全･整備するとともに、市街地整備にあたっては自然や歴史資源への眺望景観の保全･形成や、これらを活用した観光振興に配慮します。

- 長良川･木曽川等大河川の河川敷の緑地の保全･整備及び市街化区域を流れる中小の河川･水路において親水空間の整備を推進するとともに、市街化区域においても公園等の整備、道路沿道の緑化を進め、水と緑が調和した都市景観を形成します。
- 市街化区域の緑化にあたり、身近な公園や緑地、街路樹については、住民の参画を得た計画づくりや整備後の維持管理等を行います。
- 民有地の緑化を促進し、潤いある環境形成を図ります。
- 金華地区の古いまち並みや中山道など地域に残る歴史的・文化的な景観資源は、地域の独自性要素として後世に継承するためにも、その周辺部と合わせて積極的に保全します。
- 市町の天然記念物等に指定されている樹木等は、その周辺と合わせて保存します。
- 歴史的建築物や長良川等の自然と一体となった山並みを望む眺望景観の保全･創出を図ります。
- 多様な都市機能が立地する中心市街地などでは、歴史や文化への配慮を検討しつつ市街地整備等を契機として、にぎわいや風格、魅力、個性、安全性、快適性などが感じられる都市景観の形成を図ります。

（４）都市の防災・防犯性の向上

安全性の確保はすべての都市活動の基本となるものであり、安心して暮らせる･働ける都市づくりを進める必要があります。このため、発生が予想される南海トラフ地震などの大規模自

然災害に備え、地震、火災、水害等による被害を未然に防止する、あるいはその被害を最小限に抑えるための整備を進めるとともに、交通安全性や防犯性にも優れた市街地の形成に努めます。

①災害に強いまちづくり

建築物が高密度に集積する地域及び幹線道路沿道を中心に防火地域･準防火地域を指定し、市街地の不燃化を促進します。同時に、市街地において面的整備あるいは地域の実情に応じた整備を進め、狭あい道路の解消に努めるとともに、円滑な避難や防災活動に資する道路の確保及び避難場所となる公園･緑地等オープンスペースの確保を推進します。また、近年頻発する大規模自然災害に備え、防災活動拠点となる施設等の整備・拡充を計画的に推進します。

本区域には長良川･木曽川をはじめとする多くの河川が流れていることから、自然環境の保全に配慮しつつ河川改修を進めるとともに、市街地における内水氾濫を防ぐため、公共下水道(雨水)等の整備等による雨水防除対策を進めます。治水整備にあたっては、河川の整備のみならず、流域の持つ保水・遊水機能の適切な保全を併せて推進することとし、従来から遊水機能を有する土地においては、地域整備との調和を図りつつ、浸水対策と併せ、その機能を保全します。また、集中豪雨等による都市型水害や土砂災害等による被害を軽減するため、警戒避難体制を整備したり、土砂災害防止法に基づく区域指定を進め、土砂災害のおそれのある区域において一定の開発を抑制したりするなどのソフト対策や､河川改修等の治水事業や砂防施設整備などのハード対策の充実を進めます。

さらに、災害時において電気、水道、ガス等のライフラインの機能を維持することができるように対策を進めるとともに､道路や橋梁などの都市基盤の耐震性の向上を図るとともに、緊急輸送道路沿道に防災拠点の整備を検討し、災害発生時のネットワークの維持がされるように整備を進めます。

特に、緊急輸送道路や避難路等の災害時に通行を確保すべき道路については、沿道の建築物や道路、橋梁等の耐震性の向上等を促進し、都市の防災性を向上します。また、小中学校をはじめとする公共公益施設や､県が指定する緊急輸送道路など地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物等については、地震による建物倒壊の被害から住民の生命を守り、迅速な災害応急対策の実施を可能とするため、耐震化を進めます。

②安全・安心なまちづくり

交通事故や犯罪に対応するため、通過交通の排除や街頭防犯カメラ・街路灯の設置、道路や公園等を防犯に配慮した構造とするなど､犯罪が発生しにくい環境づくりに努めるとともに、地域住民による自主防犯活動や監視体制の強化により、防犯に対する意識の向上を図ります。さらに、中心市街地のにぎわいや、都市の魅力の向上、地域コミュニティの形成や

住民との協働まちづくりによって、防犯性の高い都市づくりを進めます。

（５）都市のバリアフリー化

今後進展する人口減少や少子化・高齢化社会において、子どもや高齢者、障がい者、外国人等、誰もが制約なく活動することのできる都市空間の形成が求められています。快適に道路、駅及び駐車場等の交通施設、公園、公共施設、公的住宅等のバリアフリー化を推進するとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、子どもや高齢者、障がい者、外国人等を問わず誰もが安心して生活･活動できるユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進します。

２－４　当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、東に各務原都市計画区域及び関都市計画区域、北に高富都市計画区域、西に本巣都市計画区域及び大垣都市計画区域、南に羽島都市計画区域及び愛知県の尾張都市計画区域と接しています。北部から北東部にかけての丘陵地を除くと本区域の周辺には平坦な地形が広がっており、周辺都市とのつながりの中で、経済、産業、文化等の都市機能が集積する岐阜県における中心都市を形成してきました。

本区域は主要な国道、鉄道等が結節する交通拠点となっていますが、今後は、(都)東海環状自動車道、(仮称)岐阜南部横断ハイウェイ(地域高規格道路岐阜南部横断ハイウェイ)等の整備による広域交通網の一層の充実や、JR 線、名鉄線及び樽見鉄道といった鉄道網と幹線バス等の公共交通機関の活用等により、広域的な人と物資の交流がさらに活発化することが期待されています。

こうした中、本区域に対しては、周辺の市町や都市計画区域との都市間連携を推進することで、都市機能の一層の集積・強化と圏域全体の生活サービスの向上を図り、周辺都市の発展を牽引することが求められています。

３　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

３－１ 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

（１）本区域の現状及び今後の見通し（展望）

①　地形その他の地理的条件

・ 本区域は、北部から北東部にかけての丘陵地を除くと大部分が木曽川･長良川等の河川流域の平坦地となっており、市街化にあたっての地形的制約は少ないと言えます。
・ 本区域北部など市街地周辺には、優良農地が展開しています。
・ 岐阜市の金華山、百々ヶ峰等、市街地に近接した自然環境が多く残されています。

②　人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

・ 人口は、2010 年以降、都市計画区域全体としては減少していますが、岐阜駅周辺地域等の中心市街地における減少傾向、その周辺地域における増加傾向がみられ、周辺地域での増加傾向は 2030 年頃までは継続すると予測されています。
・ 市街地への人口集積の割合は高くなっていますが、これに隣接する区域においては相当の宅地化が進んでいる地域もあります。
・ 一世帯当たりの人員数が減少傾向にある一方で世帯数は増加しており、この傾向は継続することが予測されています。

③　産業の業況及び今後の土地需要の見通し

● 工業

・ 事業所数、従業者数、製造品出荷額等は、横ばいで推移していますが、(都)東海環状自動車道の整備に伴い、今後インターチェンジ周辺等での工業系への土地需要の高まりが見込まれます。

● 商業

・ 事業所数、従業者数、年間商品販売額は減少傾向にあります。
・ 中心市街地や地域の拠点となる商業地において商業･業務施設が集積していますが､周辺部や幹線道路沿道での大型商業施設等の影響により、中心市街地の求心力･活力が低下し、幹線道路沿道型の商業地が主体となっています。

・ 高速道路や主要幹線道などの整備や多様な生活様式に対応して、幹線道路沿線において商業系の土地需要の高まりが見込まれています。

④　土地利用の現状等

・ 市街化区域には、整序されつつあるものの点在的に未利用地が残っています。
・ 本区域西部や南部等の都市化が急激に進んだ地域や北部では、民間による小規模な開発が進行しています。
・ 市街化区域辺縁部において、農地等の宅地化が顕著となっています。

⑤　都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

・ 都市計画道路の計画延長に対する整備率は 64.2%、市街化区域内では 69.0%となっています。
・ 市街化区域内の都市計画道路の配置密度は 1.9km/km^2（2015 年度末）となっており、幹線道路の整備が進められています。
・ 一人当たり都市公園面積は約 5.3 ㎡/人（2018 年度末）となっており、さらに整備が進められています。
・ 下水道の整備率は約 80.1%（2018 年度末）となっていますが、市街地を中心に整備が進められています。

⑥　産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

・ (都)東海環状自動車道のインターチェンジ周辺地域において、関連計画について関係機関と調整を行いながら、ものづくり産業等の誘致を促進します。
・ 名鉄岐阜駅周辺は、名鉄名古屋本線の連続立体交差事業や名鉄各務原線の連続立体交差事業による効果を見据えたまちづくりを検討しています。

（２）区域区分の有無

①　市街地の拡大の可能性

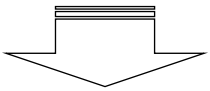
・ 人口減少の傾向が続くと予想されるものの、世帯数の増加による住宅地需要などにより、市街地周辺での開発が懸念されるため、計画的に土地利用を誘導する必要があります。
・ (都)東海環状自動車道のインターチェンジ周辺や(都)一般国道 21 号線をはじめとする幹線道路沿線等の交通利便性の高い地域においては交通利便性を活かした商業系や工業系の立地需要が今後も見込まれることから、新たな工業系や商業系市街地の形成を計画的に進めていく必要があります。

②　良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成

・ 市街化区域については、優先的に道路、公園、下水道等の都市基盤整備を進めていますが、今後は、人口減少・少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、立地適正化計画等の方針に基づき、都市機能や居住の集約化を進める必要があります。

③　緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

・ 市街地の周辺には河川や緑地、樹林地、農地等の良好な自然環境が広がっており、これらの保全を図る必要があります。



以上により、本区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ると同時に良好な田園環境、自然環境を維持していくため、引き続き区域区分を定めるものとします。

３－２ 区域区分の方針

（１）市街化区域と市街化調整区域に配分されるべき概ねの人口

本区域の将来における概ねの人口を次のとおり想定します。

区分＼年次	2020年	2030年
都市計画区域内人口	518.0　千人	概ね　495.4　千人
市街化区域内人口	480.8　千人	概ね　461.5　千人
市街化調整区域内人口	37.2　千人	概ね　33.9　千人

（２）産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定します。

区分＼年次		2020年	2030年
生産規模	製造品出荷額	10,606　億円	11,983　億円
	商品販売額	14,214　億円	15,178　億円

※生産規模は、岐阜圏域として岐阜、各務原及び羽島の 3 都市計画区域の共有のもの

（３）市街化区域の概ねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、現時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域の概ねの規模を次のとおり想定します。

年次	2020年	2030年
市街化区域面積	10,834ha	概ね　10,844ha

※2030 年の市街化区域面積は、2020 年の区域区分見直し時点における市街化区域面積であり、フレームに対応する面積ではありません。

４　主要な都市計画の決定の方針

４－１土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

１．主要用途の配置の方針

（１）住居系

①　まちなか居住地区

- 中心市街地及びその周辺の住宅地は、コミュニティの形成に努めながら、中高層住宅や集合型の居住機能の立地を促進します。
- 利便施設や多様な都市サービスを多くの人が享受できるよう、公共交通の利便性に合わせた立地を促進します。
- 誰もが健康に暮らせる都市を目指し、徒歩や自転車での移動もしやすい市街地の形成を推進します。
- 金華山の隣接地域や長良川沿いの景観形成を図る区域は、自然景観、歴史的・文化的景観や眺望景観等に配慮した建築物の立地を誘導します。

②　一般住宅地

- 長良川以南の地域では､地場産業である繊維･撚糸産業に関連する工場等が混在する住宅地が広い範囲で形成されていますが、これらの地域については、住居系土地利用への純化を促進する一方、地域の状況に応じ、生産環境を保護しながら居住環境の向上を図ります。
- 主要な公共交通の沿線や比較的利便性の高い公共交通の沿線に位置する住宅地については、人口密度の維持と公共交通の利便性に応じた快適な居住環境の形成を図ります。
- 歴史的景観を有する住宅地においては、住環境と歴史資源との調和を図り、歴史的情緒の高い居住空間を形成します。
- 笠松町の(都)柳津木曽川橋線周辺では、医療・福祉施設の集積を図ります。
- 地区計画に基づく計画的な土地利用の規制・誘導により住居系の土地利用が進行している地域では、今後とも良好な街区の形成及び維持・保全を進めます。

③　低層住宅地

- 戸建住宅を中心とする住宅地として、良好な居住環境の維持及び形成を図ります。
- 日常生活や地域コミュニティの形成に必要な機能の維持・保全に努めます。
- 主要な生活道路の沿道は、日常生活圏の形成のため、必要に応じて小規模な日用品販売店舗や飲食店等の立地を許容します。

④　田園住宅地

・ 豊かな自然や営農環境と調和した住環境の維持に努めます。
・ 地域交通等による移動手段の確保に向けた取組みに努めます。

（２）商業系

①　中心市街地

・ 岐阜駅周辺地区及び柳ケ瀬地区等の地域は、都市の顔となる拠点として、市街地再開発事業や遊休不動産のリノベーションに取り組むことで、にぎわいの創出を図ります。
・ 業務機能の誘導や便利で快適なまちなか居住の推進など土地の高度利用を図ります。
・ 商業施設や公共公益施設等の立地促進など、多様な都市機能の充実を図り、利便性が向上した快適な都市空間の形成を推進します。

②　地域の拠点地区

・ 笠松町、瑞穂市のそれぞれの鉄道駅を中心とする地域では、住民の日常生活の利便性を支え、商業機能等の集積を誘導します。
・ 日常生活圏の確保のため、都市機能の集積地等に商業地をバランスよく配置し、地域生活拠点の形成を図ります。
・ 主要な鉄道駅や主要な幹線バス停の乗り継ぎ拠点周辺を「交通結節点促進拠点」として位置付け、交通利便性の向上・充実や利便施設等の誘導を行います。
・ JR 西岐阜駅及び県庁周辺では、各種の公共公益施設を中心として行政サービス施設及び商業施設等の立地誘導を進めます。
・ JR 穂積駅周辺においては、道路や駅前広場、市街地開発事業等の都市基盤整備や公共交通施策等、まちの魅力向上に向けた整備を進めます。

③　沿道型商業地

・ (都)環状線や(都)一般国道 21 号線など主要な幹線道路沿道では、商業施設等の立地需要が今後も続くことが予想されることから、周辺の環境と調和のとれた沿道型商業地の形成を誘導します。

④　大規模集客施設立地エリア

・ 都市機能の均衡ある配置を目指す観点から、中心市街地、主要な幹線道路沿道、あるいは地域の拠点地区等の日常生活圏を形成するための拠点となる地区において大規模集客施設立地エリアを設定し、大規模集客施設の適正な立地の促進を図ります。
・ 地区計画に基づく計画的な土地利用の規制・誘導により商業系の土地利用が進行してい

る地域では、今後とも良好な街区の形成及び維持・保全を進めます。

【優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域】

区　域		方　針
北方町	曲路地区	・(都)東海環状自動車道からの交流人口と地域住民の交流拠点及び地域の防災機能の拡充のための拠点整備となる土地利用

(3)工業系

①　拠点的工業地

- まとまった工業地が形成されている地域では、機能的で効率的な生産環境の維持及び向上を図ります。
- インターチェンジ周辺地域では、既存工業地の生産環境の向上と、周辺の居住環境との調和を図りながら、工業･流通機能の計画的な集積を進めます。
- 岐阜流通業務団地は、流通業務機能の一層の機能の向上を図ります。

②　一般工業地

- 工場、住宅及び商業施設の混在地では、土地利用の純化が困難な場合は、住･商･工が共存する複合地区として、それぞれの環境向上に努めます。

【優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域】

区　域		方　針
岐阜市	三輪地区	・(都)東海環状自動車道のインターチェンジ周辺地域では、優れた立地特性を活かしながら、ものづくり産業拠点や学術・研究拠点といった拠点的な工業系土地利用を検討
	黒野地区	

2．市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(1)住居系

- ゆとりある居住環境を形成すべき低層住宅地等は、地域の状況に応じ、低密度（容積率 80%、建蔽率 50%程度）を基本として適切に定めます。
- その他の住居系地域は、中高層住宅を交えた住宅地として、中密度（容積率 200%、建蔽率 60%程度）を基本として適切に定めます。

（２）商業系

- 中心市街地の商業地域は、商業系土地利用としての中密度（容積率 400%、建蔽率 80%程度）を基本として適切に定めます。なお、中高層の建築物が高密度に集積する市街地の形成を目指す地域では、高度利用の度合いに応じて適切に定めます。
- JR 西岐阜駅周辺の商業地域及び地域の拠点となる商業地が形成される地域は、一定程度の高度の土地利用を誘導するため、地域の状況に応じ、中密度（容積率 400%、建蔽率 80%程度）以上を基本として適切に定めます。
- その他の商業系地域は、地域の状況に応じ、低密度（容積率 200%、建蔽率 80%程度）を基本として適切に定めます。

（３）工業系

- 工業系地域については、中密度（容積率 200%、建蔽率 60%程度）を基本として適切に定めます。

３．市街地の土地利用の方針

（１）土地の高度利用に関する方針

- 中心市街地は、商業･居住などの都市機能の集積を促進するため、道路等の都市基盤を活かしつつ、必要に応じて高度利用地区の指定や地区計画の活用等を検討し、土地の高度利用を誘導することにより、市街地の再構築を推進します。

（２）用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- 土地利用状況の変化や都市基盤の整備状況等、地域の実状に合わせ、適切な土地利用を図ります。
- 住宅、工場及び商業施設が混在する地域においては、特別工業地区の指定等により、地場産業の生産環境を保護しつつ、住居系の土地利用が主体となった地域については、工業系から住居系用途地域への指定の見直しなど、住居系の土地利用への純化を促進し、良好な居住環境の形成を図ります。
- 金華山の北側に位置する長良川両岸の地域については､優れた自然環境の保全に配慮しつつ、観光地区の指定により観光地としての機能の充実を図ります。
- 大規模集客施設立地エリアで立地を促進･維持するため、必要に応じ商業系用途地域への指定変更を進めるとともに、岐阜市の準工業地域全域については特別用途地区（大規模集客施設立地規制地区）を指定し、大規模集客施設の立地を規制します。
- 笠松競馬場の厩舎周辺については、適切な土地利用について検討を進めます。

（3）居住環境の改善又は維持に関する方針

- 地域の特性に応じた持続可能な公共交通の確立など、公共交通とまちづくりの連携を図ることで良好な居住環境を形成し、その機能の維持に努めます。
- 公共交通沿線以外の郊外住宅団地等は、住民協働のまちづくりにより、コミュニティバスなどの移動手段や地域コミュニティ形成に必要な機能の維持・保全に努めます。
- 公共施設を中心としたユニバーサルデザインやバリアフリー化、地域包括ケアなど医療・介護・福祉、子育てや教育との連携等を推進し、生活環境の質の向上を図ります。
- 都市のスポンジ化を抑制するため、空き地・空き家の利活用を検討します。
- 既成市街地の一部において高密度な住宅地が形成されている地域は、土地区画整理事業や地区計画の活用の検討、街路の拡幅整備、建物の共同化及び不燃化の誘導等により、居住環境の改善及び防災性の向上を図ります。
- きめ細かな市街地の整備を推進するため、必要に応じて、地域の特性に応じた地区計画の指定等により建築物等の用途の制限や形態規制等を設け、良好な市街地環境等の形成を図ります。

（4）市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- 地域の歴史的･文化的背景を有する緑地等は、積極的な保全を図ります。
- 特に優れた景観や自然環境について風致地区等の活用を必要に応じて検討します。
- 自然環境の保全・育成や都市緑化の推進は、緑の基本計画等と連携を図りながら、市街地再開発事業や道路整備などの都市整備と一体となった都市緑化を推進します。
- 市街化区域に残された農地については、計画的な宅地化を進めることを基本としますが、一部については農地の持つ多面的な機能を保全し、潤いのある居住環境の形成などに活用します。

４．市街化調整区域の土地利用の方針

（1）優良な農地との健全な調和に関する方針

- まとまった農地については、多面的な機能を有しており、農業の拠点として営農環境の維持に努めます。

（2）災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観点から保全・土砂流出の防止に努め開発を抑制します。

（3）自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

・ 樹林地等による良好な緑や河川空間のうち、特に優れた景観や自然環境は、風致地区等の指定により優れた自然景観地として維持・保全を図ります。

（4）秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

・ 集約型都市構造の実現に向け、原則として市街化調整区域での開発は抑制します。

・ 周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整が図られた地区については、計画的な都市的土地利用の実現を目的とする開発は許容します。

・ 市街化調整区域については、容積率 200%、建蔽率 60%を基本とし、建築物の立地状況や地区の状況を踏まえ、適切な建築物の形態規制を行います。

【市街化調整区域における秩序ある都市的土地利用の検討区域】

区　域	方　針
集落地域	・市街地に隣接又は近接している地域で、自然環境や営農環境等に配慮され、周辺の市街化を促進するおそれのない場合は、市町マスタープランで具体的な区域を定めた上で、生活環境の維持に必要な公共施設の整備を行うなど適正な土地利用を検討 ・その他の既存集落地についても、住民協働のまちづくりにより、コミュニティバスなどの移動手段や地域コミュニティの形成に必要な機能を維持・保全
都市的土地利用の需要が高い地域（地区計画等）	・工場機能の集積としての都市的土地利用の需要が見込まれる地区については、市街化区域への即時編入が難しいと認められ、周辺の市街化を促進するおそれがない場合に限り、市町マスタープランで具体的な区域を定めた上で、地区計画等により、周辺の営農環境等に調和した秩序ある土地利用を検討
計画的に開発された地域	・既存の開発団地など計画的に開発された地域については、既存のストックを活用して、ゆとりある良好な都市環境を維持・増進
交通結節点促進拠点	・JR長森駅周辺及び岐阜大学周辺については、交通結節機能の充実や周辺環境と調和のとれたまちづくりを検討

4－2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1．交通施設の都市計画の決定の方針

（1）基本方針

①　交通体系の整備の方針

・ 都市の活力や利便性の向上を目指し、広域的な都市交流や連携を促進するための交通環境の整備を推進します。

・ リニア中央新幹線の整備効果を享受できるよう、広域交通ネットワークとの連携を図ります。
・ バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した公共交通の充実を図ります。
・ 自動車交通や歩行者等との連携により、利便性の高い、誰にでも利用しやすい公共交通ネットワークを形成し、総合的な交通体系の整備を進めます。
・ 道路、鉄道等の交通施設の適切な維持管理・更新による活用とその更なる充実を図りながら、道路管理者や交通事業者等交通機関の役割分担及び連携の強化を図ります。

● 道路

・ （都）東海環状自動車道などの高規格幹線道路、地域高規格道路による広域的道路網の充実を図り、インターチェンジへのアクセス道路の整備を推進します。
・ （都）東海環状自動車道大野神戸インターチェンジへのアクセス道路にあたる（都）岐阜北方線沿線においては、道路利用者の休息と交流、地域の情報を発信する拠点の整備を検討します。
・ 集約型都市構造の骨格となる中心部を取り囲む環状道路と、これに接続する放射状道路による放射環状型の道路網を整備するとともに、本区域の周辺部に位置する地域相互を結ぶ道路の整備を推進し、一体の都市としての連携の強化を図ります。
・ JR 穂積駅など、地域の拠点形成を目指す鉄道駅周辺について、アクセス道路の整備を進めます。
・ 総合的な交通体系の整備を推進するため、社会経済情勢の変化を考慮しつつ、必要性を検証し、適時適切な都市計画道路の見直しを行い、必要に応じて変更及び廃止を検討します。

● 鉄道

・ 鉄道事業者及び各関係機関との協力体制のもと、輸送力の増強や高速化対策をはじめとするサービス水準の向上と、バス等他の公共交通機関との乗り継ぎの強化及び鉄道施設の維持･改善を促進します。
・ 踏切除却による都市内交通の円滑化やまちの活性化のため、名鉄名古屋本線について、関係機関と調整の上、連続立体交差事業の早期の事業着工を目指すとともに、名鉄各務原線についても整備の検討を進めます。
・ JR 岐阜駅と名鉄岐阜駅の間の利便性を高め、交通拠点としての機能強化を図ります。

● バス

・ 路線バスの運行の定時性・速達性や乗り継ぎの利便性を高め、サービス水準の高いバス

利用環境の整備を図ります。

・ 幹線・支線バス及びコミュニティバスなどを組み合わせ、複合的バスネットワークを構築します。
・ バス高速輸送システム（BRT）の導入（バスレーン、公共車両優先システム（PTPS）の導入拡大など）による走行環境の向上や、鉄道駅や主要な幹線バス停の乗り継ぎ拠点の整備、バス停の待合環境の向上などを推進します。
・ 交通結節点や商業施設間の歩行支援、交通空白地における移動手段の確保のため、コミュニティバスを運行します。
・ バス路線の幹線・支線への再編や、新技術の活用検討等の取組みを進めます。

● その他の交通施設

【駅前広場】

・ 地域の交通拠点として、街路整備に併せて駅前広場の整備を検討します。

【駐車場】

・ 駐車場整備計画の見直しなどにより、将来の駐車場需要に応じた台数への見直しを検討します。
・ 円滑な都市活動のため、市街化区域における駐車場の整備を公共と民間の役割分担のもと促進します。
・ JR 岐阜駅から柳ケ瀬地区等にかけての地域については、駐車場整備地区を指定し、将来の駐車需要に応じてまちづくりと一体となった総合的かつ計画的な駐車場の整備を図ります。
・ JR 岐阜駅及び名鉄岐阜駅周辺の大型商業施設等において自転車駐車施設の附置を義務付け、放置禁止・規制区域の導入を行います。
・ 乗り継ぎ結節点では、必要に応じてパーク・アンド・ライド駐車場等を併設した複合的な乗り継ぎ拠点の整備を進めます。
・ 公共交通施策などと連携し自転車走行空間の整備を図り、自転車道ネットワークの形成を図ります。

【交通情報システム】

・ ITS をはじめとする交通情報システムの整備を推進し、自動車交通の管理、各交通施設利用者への情報の提供を行うことにより、交通渋滞の緩和、自動車交通と公共交通との連携の強化等を図ります。

② 整備水準の目標

●道路

・ 都市計画道路の見直しに関する検討を踏まえて優先順位の高い路線から順次整備を行うこととし、概ね 20 年後における整備水準の目標として、市街化区域内における主要な都市計画道路の整備済延長を概ね 224km、配置密度 2.1km/km^2 とします。

●鉄道

・ 名鉄名古屋本線の連続立体交差事業の早期の事業着工を目指します。

（2）主要な施設の配置の方針

① 道路

●東海北陸自動車道とともに国土的な交流を支えるため、愛知・岐阜・三重の 3 県の都市を連結し広域的なネットワークを形成する道路 (都)東海環状自動車道 ●高規格幹線道路の役割を補完し、市街地内への通過交通の流入を低減する道路 (仮称)岐阜南部横断ハイウェイ(地域高規格道路岐阜南部横断ハイウェイ) (仮称)名岐道路(地域高規格道路名岐道路) (仮称)岐阜環状道路(地域高規格道路岐阜環状道路) (仮称)岐阜羽島道路(地域高規格道路岐阜羽島道路)
●中心市街地への交通流を円滑にする環状道路を形成する道路 (都)環状線 (都)一般国道 21 号線 (都)一般国道 156 号線
●中心市街地と周辺部との連携を強化する道路 (都)茜部中島門間線 (都)岐阜駅高富線 (都)東島高富線 (都)金町那加岩地線 (都)岐阜穂積線 (都)岐阜北方線 (都)長良糸貫線 (都)一般国道22号線

●本区域内外の地域相互の連携を強化する主要な道路 (都)岐阜南濃線 (主)岐阜大野線 (都)岩田芥見線を含む(国)156 号 (都)新所平島線 (都)芥見太郎丸線 (都)馬場祖父江線 (都)馬場北方線 (都)岐阜大須線 (都)六条日置江線 (都)日野岩地大野線 (都)十九条宝江線 (都)太郎丸春近線 (都)門間線 (国)157 号
●主要な道路の他、都市の骨格を形成するために必要な道路 (都)岐阜インター線 (都)折立大学北線 (都)岐阜駅城田寺線 (都)西部縦貫道線 (都)羽島署高桑線 (都)運動場加茂線 (都)柳津日置江線 (都)水野町線　　等

②　鉄道

- JR、名鉄及び樽見鉄道の各線を維持し、利便性の向上と利用促進を図ります。
- JR 東海道本線及び高山本線の岐阜駅を中心とする一部区間を、都市高速鉄道として配置します。
- 都市高速鉄道として名鉄名古屋本線の整備を推進するとともに、名鉄各務原線についても整備の検討を進めます。

③　その他

【駅前広場】

・ JR 穂積駅の南口・北口に配置します。

・ 交通結節点促進拠点の JR 長森駅において、駅前広場や街路等の配置を検討します。

【駐車場】

・ 岐阜金公園地下駐車場及び岐阜金町地下駐車場を配置します。

・ 中心市街地における駐車場配置・需給調査の結果等をもとに、今後の駐車需要を見極めながら、駐車場の配置の見直しを行います。

（3）主要な施設の整備目標

主要な施設のうち、優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は、以下のとおりとします。

種　　別	名　　称	備　　考
道　　路	(都)東海環状自動車道	一部
	(仮称)岐阜南部横断ハイウェイ	一部
	(都)一般国道 156 号線	一部
	(都)岐阜駅高富線	一部
	(都)新所平島線	一部
	(都)環状線	一部
	(都)長良糸貫線	一部
	(都)岐阜北方線	一部
	(都)芥見太郎丸線	一部
	(都)岐阜笠松線	一部・連続立体交差
	(都)城南芋島線	一部・連続立体交差
	(一)岐阜那加線	一部・連続立体交差
鉄　　道	名鉄名古屋本線	連続立体交差

これらの他、都市の骨格を形成するために必要な施設として、優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は、以下のとおりとします。

種　　別	名　　称	備　　考
道　　路	(都)岐阜インター線	一部
	(都)折立大学北線	一部
	(都)岐阜駅城田寺線	一部

道　　路	(都)西部縦貫道線	
	(都)羽島署高桑線	一部
	(都)柳津日置江線	一部
	(都)芥見線	一部
	(都)水野町線	
	(都)運動場加茂線	一部
	(都)金町那加岩地線	
	(都)日野岩地大野線	一部

２．下水道及び河川の都市計画の決定の方針

（１）基本方針

①　下水道及び河川の整備の方針

●　下水道

【汚水】

・ 公共下水道整備区域は、市街化の動向や地域の特性を踏まえて、効率的な整備と処理区域の拡大を図り、生活環境の保全及び改善、河川などの水質保全及び水質改善に取り組みます。

・ 施設は適切な維持管理・更新を行うとともに、老朽化への対応や機能の高度化が必要な施設は、計画的な整備を図ります。

・ 下水汚泥などは、豊富な資源やエネルギー源として再利用し、環境負荷の軽減や、循環型社会の再構築に向けて有効活用を図ります。

【雨水】

・ 市街地整備との整合を図りつつ、緊急度の高い地区を重点的に、公共下水道(雨水)等の整備を進めます。

●　河川

・ 治水整備にあたっては、河川の整備のみならず、流域の持つ保水・遊水機能の適切な保全を併せて推進します。

・ 従来から遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。

・ 開発行為等による河川への雨水流出量の増加に対しては、調整池等の設置により対処します。

・ 河川空間は、水質の保全に取り組むとともに、生活に密着した身近なオープンスペースとして公園･緑地や街路などと一体となった水と緑のネットワーク構築を進め、住民が親しめる良好な水環境の形成を図ります。

②　整備水準の目標

● 下水道

【汚水】

・ 本区域の概ね 20 年後の整備水準の目標として、農業集落排水施設、合併浄化槽等による処理を含めた汚水処理人口普及率 100%を目指します。また、既存の下水道施設については、処理機能を維持するため、適切な管理や老朽化施設の改築・更新を計画的に進めます。

・ なお、当面は以下のとおり整備を進めます。

市町名	整備水準の目標
岐阜市	・2025 年に汚水処理人口普及率 98.3%
北方町	・2025 年に整備を完了
笠松町及び岐南町（木曽川右岸流域関連公共下水道が事業中である地域）	・各町の下水道事業計画に基づき、必要な区域について効率的な整備
瑞穂市	・必要な区域について順次整備

【雨水】

・ 市街化区域の雨水排除は、公共下水道(雨水)等において整備を進めます。

● 河川

・ 河川の整備は、施設整備の現状を考慮し、県が管理する中小河川は中期的な整備水準の目標として、以下の治水安全度を目標とし、国が管理する木曽川等については、それぞれが目標とする治水安全度に応じて整備を進めます。

種別	整備水準の目標(治水安全度)	
河川	犀川流域	犀川：1/5、五六川：1/2、新堀川(瑞穂市)：1/2、宝江川：1/2
	伊自良川流域	伊自良川：1/5、根尾川：1/5、板屋川：1/5、鳥羽川：1/5、石田川：1/5、正木川：1/30、両満川：1/30、天神川：1/10
	境川流域	境川：1/5、新荒田川：1/5、大江川：1/5、荒田川：1/5
	長良川流域	長良川：1/20、津保川：1/20、福富川：1/20

（2）主要な施設の配置の方針

①　下水道

【汚水】

・ 岐阜市では、木曽川右岸流域関連公共下水道の処理区域を除き 4 処理区とし、それぞれ中部プラント、南部プラント、北部プラント、北西部プラントを配置します。

・ 木曽川右岸流域関連公共下水道の処理区域は、岐南町、笠松町の市街化区域全域と市街化調整区域の一部及び岐阜市の 9 処理分区とし、岐阜県各務原浄化センターを配置します。

・ 北方町の下水道処理区域は市街化区域を中心とした区域とし、北方町ふれあい水センターを配置します。

・ 瑞穂市の下水道処理区域は市街化区域を中心とした区域とし、アクアパークみずほを配置します。

【雨水】

・ 木曽川、長良川など主要な河川やその支流に排水するように配置します。

②　河川

・ 長良川、木曽川及び揖斐川の他、犀川、天王川、伊自良川、中川、新堀川（瑞穂市）、五六川、宝江川、境川、大江川、荒田川、糸貫川、根尾川、板屋川、早田川、則武川、新堀川（岐阜市）、正木川、鷺山川、鳥羽川、城田寺川、両満川、山田川、津保川、福富川、武儀川、新荒田川、論田川、天神川及び石田川を主要な河川として位置付けます。

（3）主要な施設の整備目標

優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりとします。

● 下水道

名称	市町名	備考
公共下水道	岐阜市	流域関連公共下水道及び単独公共下水道
	瑞穂市	単独公共下水道
	岐南町	流域関連公共下水道
	笠松町	流域関連公共下水道
	北方町	単独公共下水道

※単独公共下水道：市町が独自に終末処理場を有している下水道をいう。
※流域関連公共下水道：市町が独自の終末処理場を持たず、流域下水道に接続している下水道をいう。

● 河川

名　　称	備　　考
長良川、木曽川、犀川、伊自良川、新堀川（瑞穂市）、宝江川、境川、大江川、荒田川、根尾川、板屋川、正木川、鳥羽川、津保川、福富川、新荒田川、天神川、石田川	河川改修

３．その他の都市施設の都市計画の決定の方針

（１）基本方針

・ ごみ処理施設、し尿処理施設、市場、火葬場及び流通業務団地は、現施設の機能の維持管理・更新を図りながら、新たな施設の整備についての検討を進めます。

・ 処理施設に関しては、循環型社会の構築、広域的な処理体制の充実のほか、エネルギー拠点や防災拠点としての役割などを考慮しつつ、施設の整備・更新・集約等を進めます。

（２）主要な施設の配置の方針

①　ごみ処理施設

・ 本区域北部に掛洞ごみ焼却場、本区域東部に岐阜市東部クリーンセンター、本区域北西部に岐阜市リサイクルセンターを配置します。

②　し尿処理施設

・ 本区域西部に岐阜市寺田プラント及び本巣衛生施設し尿処理場、本区域南部に岐阜市・羽島郡衛生施設組合し尿処理場を配置します。

③　市場

・ 本区域南部に岐阜市中央卸売市場及び岐阜市食肉地方卸売市場を配置します。

④　火葬場

・ 本区域中央部に岐阜市斎場、本区域西部に瑞穂市火葬場を配置します。

⑤　流通業務団地

・ 本区域南部に岐阜流通業務団地を配置します。

（３）主要な施設の整備目標

・ 現在整備・供用されている施設についての維持、改善を図ります。なお、老朽化の進む施設などについては、施設の更新や次期施設の整備を進めます。

４－３ 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

１．主要な市街地開発事業の決定の方針

・ 市街地整備は、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により、既成市街地の再整備を優先して行います。

・ 市街地再開発事業等においては、既存商業地の再整備及び拠点にふさわしい商業核の再整備と集合型の住宅や複合ビル等の立地促進を図るなど都心居住の促進を図ります。

・ (都)環状線の内側及びその周辺の一部地域、名鉄笠松駅周辺地域等に形成された密集した市街地は、生活環境の改善及び防災性向上のため、可能な限り面的な整備を導入し、都市基盤整備と一体となった街区の更新を図ります。

・ JR 穂積駅周辺については、市街地開発事業等による、拠点形成に向けた計画的な都市基盤整備を推進します。

・ 都市基盤が十分に整備されていない地区について、土地区画整理事業の積極的な推進を図ります。

・ 集約型都市構造の実現に向け、市街化調整区域においては新たな市街化につながる整備は原則として行いません。ただし、市街地に隣接する地域や、幹線道路の沿道等において、無秩序な土地利用転換が進むことが懸念され、既存の市街地の状況等から新たな市街地として整備することが必要と判断される地域では、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮しつつ、土地区画整理事業による面的な整備を検討します。

・ 交通結節点促進拠点の JR 長森駅周辺及び岐阜大学周辺については、適切な市街地整備手法を検討します。

２．市街地整備の目標

主要な市街地開発事業の決定の方針に基づき、優先的に概ね 10 年以内に実施することを予定する市街地開発事業は以下のとおりとします。

(１) 中心市街地の再整備

事業名	市町名	備　考
高島屋南地区市街地再開発事業	岐阜市	施行中
岐阜駅前中央東地区市街地再開発事業	岐阜市	施行予定
岐阜駅前中央西地区市街地再開発事業	岐阜市	施行予定
問屋町第一地区市街地再開発事業	岐阜市	施行予定
問屋町西部北街区市街地再開発事業	岐阜市	施行予定

（2）市街化区域の居住環境の整備

事業名	市町名	備　考
加納・茶所統合駅周辺土地区画整理事業	岐阜市	施行予定
鷺山中洲土地区画整理事業	岐阜市	施行中
本田八束田土地区画整理事業	瑞穂市	施行予定
横屋土地区画整理事業	瑞穂市	施行予定
高屋西部土地区画整理事業	北方町	施行中

3．その他の市街地整備の方針

・ 既に地区計画が都市計画決定されている地区については、地区計画の方針に基づき、引き続き良好な市街地の形成を進めます。

地区名	市町名	整備方針
芥見南山３丁目、大洞１丁目	岐阜市	・地区施設の配置と建築敷地面積の最低限度を定めることにより、良好な住宅市街地を形成
河渡、厳美･春近、上芥見、芥見、芥見大般若、日置江、東改田、小西郷、木田、中西郷	岐阜市	・地区施設の配置を定めることにより、良好な住宅市街地を形成
太郎丸	岐阜市	・地区施設の配置と建築物の用途制限を定めることにより、良好な住宅市街地を形成
大脇･中島、西改田北向、西改田表川、西改田若宮、西改田宮堀第一、西改田宮堀第二、上尻毛、宇佐一丁目東	岐阜市	・地区施設の配置と建築物の用途及び形態等の制限を定めることにより、良好な住宅市街地を形成
岩、下西郷、中･小野	岐阜市	・地区施設の配置と垣根又は柵の構造の制限を定めることにより、良好な住宅市街地を形成
島、則武、日野、長良南町、伊奈波、橋本町１丁目西、市橋二丁目	岐阜市	・建築物の用途及び形態等の制限を定めることにより、良好な住宅市街地を形成
吉野町５丁目東、柳ケ瀬通北、高島屋南	岐阜市	・地区施設の配置と建築物の形態等の制限を定めることにより、土地の高度利用を促進し、都市機能の集積した中心市街地を形成

宝江	瑞穂市	・地区施設の配置と建築物の用途の制限を定めることにより、新たな産業拠点を形成

・ 地区の特性に応じて地区計画を定めることにより、良好な市街地の形成を図ります。

４－４ 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

１．基本方針

（１）自然的環境の整備又は保全の方針

・ 岐阜城跡や加納城跡等の史跡や金華地区の古いまち並み、中山道の戦国時代の町割りなどの歴史・文化資源の保全を図り、これらを活用した景観形成や観光振興の推進により、交流人口の増加を図ります。

・ 都市形成の機能を有する緑地、あるいは生態系の維持にあたって重要な役割を担う自然環境等について、公園の適切な維持管理・更新や、再整備を含めて総合的な整備又は保全を図ります。

（２）整備水準の目標

概ね 20 年後において、次に示す都市施設としての公共空地の面積を確保することを目標とします。

	都市公園	都市公園以外の公共空地	合　計
面　積	271 ha	112 ha	383 ha
一人当たり面積	5.8㎡/人	2.4㎡/人	8.2㎡/人

２．主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、緑地の機能を以下の系統別に評価し、また、魅力ある景観形成を図ることも踏まえ、それぞれの配置の方針を示します。

（１）環境保全系統

・ 金華山、百々ヶ峰、城ヶ峰、舟伏山をはじめとする樹林地は、本区域を代表する良好な市街地後背の自然緑地として機能しており、将来ともその保全を図ります。

・ 木曽川、長良川の河川空間の有効利用を図りつつ整備･保全します。

・ 木曽川･長良川支流の河川は、水辺地を緑地として取り込み整備･保全します。

・ 公有地は河川･水路を保全するとともに幹線街路の街路樹や公園などのオープンスペースを整備し、民有地については屋上緑化や壁面緑化を促進することで、都市緑化を推進します。

・ 周辺環境に配慮しながら墓園の整備を要するため、大洞光輪公園の整備・保全を図るとともに、本区域南部において、墓園の用地確保を進めます。

・ 岐阜公園は、歴史的環境保全の観点から施設の再整備と機能の維持を図ります。

（2）レクリエーション系統

- 都市住民の日常的なレクリエーション活動、スポーツ活動の需要に対応する住区基幹公園は、誘致距離を考慮し、適正な配置を図ります。
- 総合公園として、岐阜公園、岐阜ファミリーパーク、岐阜市民公園の 3 箇所を配置し岐阜公園及び岐阜ファミリーパークは再整備を推進します。
- 運動場として岐阜メモリアルセンターの 1 箇所、運動公園は旦島公園、北西部運動公園の 2 箇所を配置します。
- 広域からのレクリエーション需要に対し、木曽川周辺においては国営木曽三川公園にも指定されている岐南･笠松緑地は、自然に親しむ場として広域的公園の整備を図ります
- 岐阜市の粕森公園、まなしだ公園等風致の優れた緑地の整備を進めます。
- 木曽川･長良川及びその支流は、親水性の高い護岸整備や堤防道路整備、高水敷の緑地整備等により、河川空間の有効利用を図り、清水緑地、笠松みなと公園、境川緑地（境川緑道公園）及びさい川さくら公園を位置付けます。
- 木曽川沿いでは川沿いに立地する主な公園緑地や公共公益施設間を周遊できるサイクリングネットワークの構築を推進します。

（3）防災系統

- 地震及び火災等の災害時における安全性の確保のため、避難場所、避難路の確保を図るとともに防災公園を整備します。
- 市街地を取り囲む斜面樹林地は、自然災害を緩衝する緑地として保全を図ります。
- 木曽川･長良川及びその支流は、火災時における防火帯、避難空間として位置付けるとともに、水害防止のため河川整備を推進します。

（4）景観構成系統

①　自然

- 市街地から眺望できる金華山、城ヶ峰、百々ヶ峰、舟伏山等は、本区域を代表する良好な自然緑地景観として保全します。
- 都市の個性ある美しさや魅力を創り出す重要な要素である長良川をはじめとする河川空間を整備保全し、水を基調とした魅力ある都市景観を形成します。
- 住宅団地、工場等においては緑地協定を定める等により、緑豊かな環境の創出･保全を図ります。
- 社寺境内をはじめとする民有地内の緑地、学校など公共施設内の緑地、中小河川の緑地などを、市街化区域における貴重な環境資源として位置付け、保全･活用します。
- 農村集落周辺においては、優良な農地の蚕食的な開発の進展を抑制し営農環境との調和

を図り、農地や里山と集落がおりなす田園景観等の保全・活用を図ります。

②　歴史・文化

- 歴史的景観を有する緑地として岐阜城跡、加納城跡、黒野城跡周辺等の保全を図ります。
- 岐阜市の金華地区や中山道などの地区において、地域の持つ景観資源の調和を図りながら、歴史的・文化的景観の形成を図ります。

（５）生態系の保全

- 都市化の進展等により、貴重な自然環境が減少していることを踏まえ、生物多様性の豊かな地区について、計画的・積極的に保全します。

３．実現のための具体の都市計画制度の方針

配置された緑地等について、整備又は保全を実現するために選択する具体の都市計画制度は以下のとおりです。

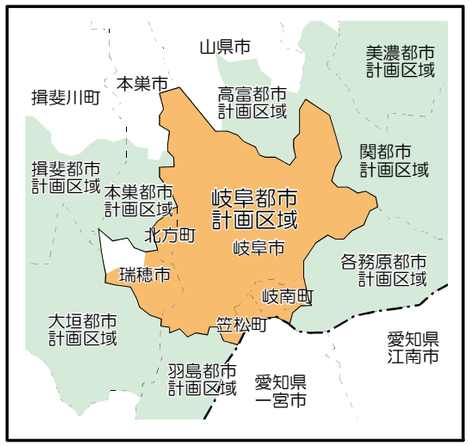
- 住区基幹公園については、市街地整備に併せた整備の他、工場等の移転跡地等、市街化区域の低・未利用地を活用した整備を推進し、また、総合公園、運動公園等の大規模な都市計画公園の整備を推進します。
- 地区計画、緑地協定あるいは都市緑地法による制度等を活用することにより民有地の緑化を推進します。
- 市街化区域において、地域のシンボルとなるような良好な緑地については引き続き風致地区を維持し、その他必要に応じて風致地区等を指定します。
- 市街化の影響から守るべき自然環境については、市街化調整区域として原則的に市街化を抑制し、これらの自然環境のうち、現在風致地区を指定している地区については引き続き風致地区を維持するとともに、その他必要に応じて風致地区等を指定します。
- 歴史的・文化的景観を形成するべき地区や自然景観の眺望を楽しめる地区においては、高度地区や地区計画等の都市計画手法や景観計画区域の指定等の景観法の活用により、歴史的まち並みなどの景観の形成や眺望景観の保全を図ります。

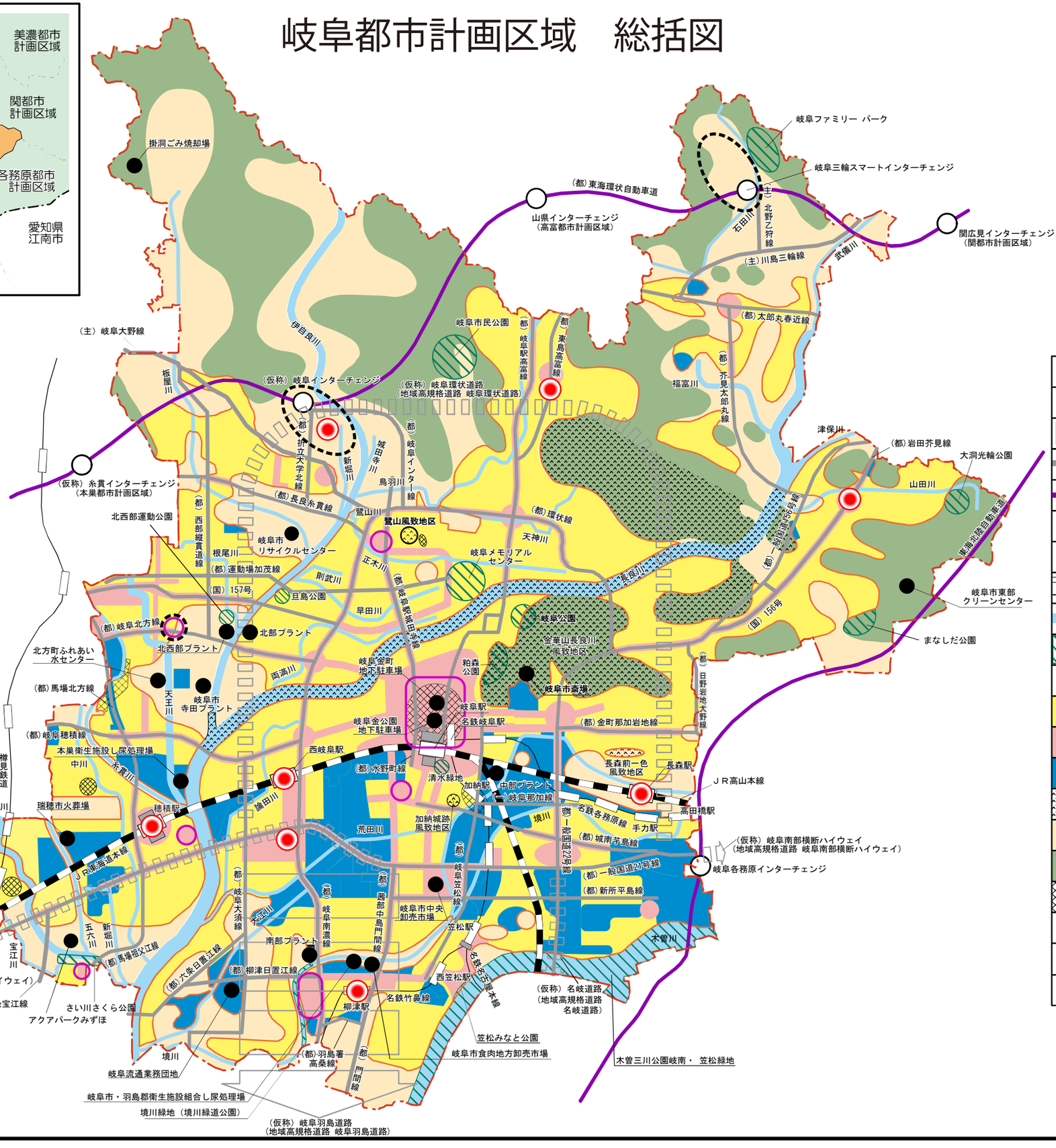
４．主要な緑地の確保目標

- 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する公園等の公共空地は、以下のとおりとします。

種　別	市町名	名　　称	備　　考
公　園	岐阜市	岐阜公園、岐阜ファミリーパーク	

岐阜都市計画区域　総括図





岐阜都市計画区域総括図　凡例

- 都市計画区域界
- 市街地（市街化区域）
- 主要な道路
- 高速道路（高規格）
- 主要な道路（構想）
- 駅前広場
- 鉄道
- 主要な河川
- 主要な公園・緑地等
- その他主要な都市施設
- 住居系
- 商業系
- 工業系
- 風致地区
- その他（農地、集落他）
- その他（森林他）
- 市街地開発事業
- 大規模集客施設立地エリア
- 優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- 交通結節点促進拠点